## 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置する。
- 3 「いじめ対策委員会」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職 員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

## くいじめ対策委員会の構成員>

※「いじめ対策委員会」の構成員は「生活指導部会」と同じとする。

## いじめ対策委員会

校長 教頭 生徒指導主任 学年生徒指導担当教諭 専科教諭 特別支援学級担当教諭 養護教諭

スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 派遣専門家(芦屋特別支援センター) 民生主任児童委員





## 校内組織

生活指導部

特別支援教育専門委員会

人権推進部

各学年

情報教育担当

保護者・地域との連携

育友会市教委

県教委

芦屋市こども課

学校支援チーム

芦屋市青少年愛護センター(31-8231)

芦屋警察署(0797-23-0110)

西宮こども家庭センター(0798-71-4670)

関係学校園 等

※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対策委員会」を招集する。